

亀山市月2回土日完全週休2日制工事（発注者指定型）試行要領

令和6年3月11日

（趣旨）

第1条 この要領は、若年者の入職が年々減少し、将来の担い手不足が大きな課題となっている建設業における週休2日の普及を促進するため、月2回土日完全週休2日制工事の試行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）対象期間 工事開始日から工事完成報告書の提出日までの期間（準備期間、後片付け期間、夏季休暇（3日間）、年末年始休暇（6日間）、工場製作のみの期間、工事事務等による不稼働期間、天災（豪雨、出水、土石流、地震等）に対する突発的な対応期間その他受注者の責によらず休工又は現場作業を余儀なくされる期間を除く。）をいう。
- （2）現場閉所 巡回パトロール、保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場又は現場事務所が閉所された状態をいう。
- （3）4週8休以上 4週間のうち週休日が8日以上であり、かつ、現場閉所日数（曜日にかかわらず現場を閉所した日（荒天（降雨、降雪等）により休工した日を含む。）の累計をいう。）を対象期間日数で除した日数の割合が28.5%以上であることをいう。
- （4）4週8休未満 4週間のうち週休日が8日未満であり、かつ、現場閉所日数（曜日にかかわらず現場を閉所した日（荒天（降雨、降雪等）により休工した日を含む。）の累計をいう。）を対象期間日数で除した日数の割合が28.5%未満であることをいう。
- （5）指定土日 その月の「第1週及び第3週」、「第2週及び第4週」など、あらかじめ受注者が指定した月2回の連続した週休日（日曜日及び土曜日に限る。）をいう。
- （6）月2回土日完全週休2日制工事 対象期間において、指定土日を現場閉所とし、

かつ、4週8休以上を現場閉所とする工事（ただし、緊急対応など、やむを得ない理由がある場合は、発注者との協議により週休日を別の日に振り替えることができるものとする。）をいう。

（対象工事）

第3条 この要領の対象となる工事は、市が発注する全ての建設工事とする。ただし、次に掲げる工事は、対象外とすることができる。

- （1）工期が30日未満の工事
- （2）現場閉所が困難な工事
- （3）災害復旧工事その他の早急に工事を完成させる必要がある工事
- （4）前各号に掲げるもののほか、この要領の対象となる工事に適さないと判断する工事

（入札公告等への明示）

第4条 発注者は、一般競争入札にあつては入札公告、指名競争入札にあつては指名通知において、月2回土日完全週休2日制工事（発注者指定型）である旨を明示し、必要な事項を特記仕様書で定める。

（経費の計上）

第5条 月2回土日完全週休2日制工事に関する経費は、当初積算時に、4週8休以上の現場閉所を前提とした補正係数（三重県が定める月2回土日完全週休2日制工事（発注者指定型）試行要領に規定する補正係数をいう。）を乗じたそれぞれの経費（労務費、機械経費（機械賃料）、共通仮設費率、現場管理費率及び市場単価）を計上し、標準単価については、4週8休以上の設計単価を適用する。ただし、対象期間中の現場閉所の達成状況が4週8休未満となる場合は、当該計上した経費における補正分及び標準単価を減額変更する。

（工事成績評定における評価）

第6条 指定土日の現場閉所及び4週8休以上の現場閉所のいずれもが達成できた場合は、別に定める工事成績採点表の所定の欄に「週休2日制工事の実施」と記載して工事成績評定を加点する。

2 指定土日の現場閉所又は4週8休以上の現場閉所のいずれも又はいずれかが達成できなかった場合であっても、工事成績評定を減点しない。

（その他）

第7条 受注者は、三重県建設業労働時間削減推進協議会が配布する「週休二日制取組宣言」を工事現場の公衆の見やすい場所に掲示するよう努めるものとする。

附 則

(施行期日等)

1 この要領は、令和6年4月1日から施行し、同日以後に亀山市契約規則（平成18年亀山市規則第5号）第4条の規定により公告した一般競争入札及び同規則第5条第2項の規定により通知した指名競争入札に係る工事について適用する。

(亀山市月2回土日完全週休2日制工事（発注者指定型）試行要領の廃止)

2 亀山市月2回土日完全週休2日制工事（発注者指定型）試行要領（令和2年4月1日施行）は、廃止する。